

**「令和 6 年度県有施設等への電気自動車用急速充電設備導入事業」
実施事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項**

本要項は、電気自動車（以下、「EV」という。）を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動における「脱炭素化」を推進するために、県有施設等に電気自動車用急速充電設備（以下、「EV急速充電設備」という。）を導入する事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 事業内容

（１）事業名

令和 6 年度県有施設等への電気自動車用急速充電設備導入事業（以下、「本事業」という。）

（２）事業内容等

別添「令和 6 年度県有施設等への電気自動車用急速充電設備導入事業に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

2 対象施設（予定）

仕様書の別表「対象施設（予定）」のとおり。

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者。

（１）本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有する者であること。

（２）次のいずれの事項にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体。

エ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。

カ 県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者

4 スケジュール

令和6年10月 1日（火）	募集要項公表
10月15日（火） 17時	参加申込・質問受付締切
10月28日（月） 17時	企画提案書等提出締切
11月上旬（予定）	プレゼンテーション開催
11月中旬（予定）	審査結果通知
11月下旬（予定）	連携協定の締結
12月中旬（予定）から	設置に向けた打合せ・現地調査等
令和7年 4月以降（予定）	導入開始

5 参加申込の方法等

（1）提出書類

企画提案を行おうとする者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式第1－1号）

※共同企業体による参加申込の場合は、（様式第1－2号）を使用すること。

イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号）

※共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 法人概要書（様式第4号）

オ 事業履行実績表（様式第5号）

※共同事業体による参加を行う場合にあっては、ウ、エに規定する提出書類については、構成する全ての事業者が提出すること。

（2）提出部数

1部

（3）提出期限

令和6年10月15日（火） 17時【必着】

（4）提出方法

持参又は書留

6 資料の提供等

参加申込をした者に対し、参考資料（対象施設の駐車場を確認できる資料）を電子メールで提供する。

7 質問の受付及び回答

（１）提出書類

質疑がある場合は、質問書（様式第６号）を提出すること。ただし、質疑は企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭や電話等による質疑は受け付けない。

（２）提出期限

令和６年１０月１５日（火）１７時【必着】

（３）提出方法

電子メール

※メールの件名は、「【県有施設等への電気自動車用急速充電設備導入事業】に関する質問」とすること。送信後は、必ず電話により提出先に確認すること。

（４）質問に対する回答方法

期限内において、質問者に対して電子メールにより回答するとともに、徳島県ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する。

8 企画提案書の提出方法

（１）提出書類

ア 企画提案書（様式第７－１号）	7部（正本１部、副本６部）
イ チェックリスト（様式第７－２号）	7部（正本１部、副本６部）
ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部
エ 直近の国税及び都道府県税の納税証明書	1部
オ 直近の貸借対照表及び損益計算書	1部

※ア、イに規定する提出書類はA４版、長辺綴じ（A４での作成が適当でない場合はA３折込使用も可）とし、「様式第７－１号」を表紙として、

「９ 企画提案書の内容」の項目内容を記載した別紙（様式任意）を添付し、作成すること。

また、企画提案書の別紙については、ページ番号を記載すること。

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ～オに規定する提出書類については、構成するすべての事業者が提出すること。

※なお、県が必要と認めるときは、追加資料を求める場合がある。

（２）提出期限

令和６年１０月２８日（月）１７時【必着】

（３）提出方法

持参又は書留

9 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、次の内容で作成すること。

(1) 実施概要

提案の基本方針・概要等を記載すること。

(2) 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュールなども併せて示すこと。

(3) 整備方針

事業者は、ＥＶ急速充電設備の設置が可能な施設について、当該施設の駐車場区画等を十分に考慮するとともに、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようＥＶ急速充電設備の規模を企画し、その整備方針等（設備の仕様や設置口数など）を示すこと。

(4) 導入設備の仕様・運用方針

ＥＶ急速充電設備等の仕様について示すこと。また、設置口数が複数口の提案である場合は、複数口同時に充電をした際の運用方法（充電出力や料金設定など）を示すこと。

(5) 維持管理・運営方法

本事業の期間中は事業者の責任において、ＥＶ急速充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。

(6) 利用料金

事業者は、利用者から利用料を徴収し、その利用料金については、事業者が決定するものとしていることから、利用料金形態について示すこと。また、ＥＶ急速充電設備の利用方法を示すこと。

(7) 県内事業者の活用

ＥＶ急速充電設備の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で県内事業者を活用すること。

(8) 災害レジリエンス強化

県が実施する「『すだちくん EV Charger』認定制度」の認定に加え、災害時の電力レジリエンス強化に資するＥＶ又はＥＶ急速充電設備の活用方法があれば積極的に提案すること。

(9) 普及啓発

ゼロカーボン・ドライブについて広く県民に対して普及啓発の推進に資する企画があれば積極的に提案すること。

(10) 独自提案

その他当該事業の目的に資する提案があれば積極的に提案すること。

10 企画提案書の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、県が設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションに参加する者には、日程ほか詳細を別途通知する。なお、プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

(3) 審査項目及び評価内容

別紙「審査項目及び評価内容」のとおり。

(4) 協定締結候補者の選定

審査においては、評価の採点において基準点を満たし且つ最も上位の者を、協定締結候補者として選定する。なお、参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとし、必要に応じ参加者に説明を依頼する。

(5) 選定結果の通知及び公表

審査結果は全ての提案者に対し、電子メールで通知する。また、県ホームページにおいて結果を公表する。なお、個別の採点内容等については公表しない。

11 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない者

(2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者

(3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者

(4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者

(5) 審査の公平性を害する行為があった者

(6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

12 その他注意事項

(1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出されたすべての書類については、返却をしない。

(3) 提案は1事業者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本プロポーザルの他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。

(4) 提出後の企画提案書等の訂正及び追加、差し替え、再提出は原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 提出された資料は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することが

ある。

- (6) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、全て事業者が負うものとする。
- (7) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (8) 企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式は任意）を提出すること。

1 3 協定の締結等

- (1) 事業の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に協定締結候補者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に本事業に係る協定を締結する。
- (2) (1) の協議が不調に終わった場合や失格要件の事項に該当する場合には、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

1 4 問合せ先（書類提出先）

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進室

電 話 088-621-2330 ファクシミリ 088-621-2845

E-mail datsutanso@pref.tokushima.lg.jp

※持参による場合の受付時間は、10時から17時までとする。

（土日・祝日を除く。）

審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容	配点
事業の実施内容（４５点）		
事業の実現可能性	事業の実現可能性があるスケジュールとなっているか。 本事業の趣旨を踏まえた実現可能性の高い、効果的な提案となっているか。 県に費用負担を求める提案となっていないか。	10
設備の設置仕様	充電時の電力について、新規に電線引込工事を行った上で、事業者の負担において直接調達できているか。 設置する充電器の定格出力は、仕様（５０kW以上）を満たしているか。 各対象施設において、充電器設置の提案はなされているか。	15
運用方法	複数口同時に充電をした際の充電出力や料金設定など、EVユーザーにとって利用しやすい運用方法となっているか。	10
既存充電設備の撤去	入替えの場合、既存設備の撤去費用が事業者負担となっているか。	10
供給価格（２０点）		
利用料金	利用者の利用料金は明快で廉価なものか。	10
利用方法	充電器の使用のみならず、決済サービス等も含め、より多くのEVユーザーにとって利用しやすいシステムが構築されているか。	10
実施体制（２５点）		
事業遂行能力及び事業の継続性	事業を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められるか。 財務状況、資金調達等に問題がなく、長期契約における事業継続性が保証できる提案であるか。	10
故障・緊急時の体制、維持管理体制	設備の故障、緊急時など不測の事態に配慮した提案であるか。 定期的なメンテナンスが実施される体制になっているか。 事業実施中に発生するリスクに対応できる提案であるか。	10
県内事業者の活用	県内事業者を活用する提案であるか。	5
独自提案（１０点）		
レジリエンス強化	災害時の電力レジリエンス強化に資するEV又はEV充電設備の活用方法が提案されているか。	5
普及啓発の推進	ゼロカーボン・ドライブについて広く県民に対して普及啓発の推進に資する提案がされているか。	5
評価の合計（１００点）		